

精華町飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、飼い主のいない猫の繁殖を抑制し、町民の生活環境の保全を図るため、町内に生息する飼い主のいない猫の不妊・去勢手術及び耳カット施術(以下「不妊手術等」という。)に要した費用に対し、予算の範囲内において飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、精華町補助金等の交付に関する規則(平成22年規則第19号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 不妊・去勢手術 獣医師法(昭和24年法律第186号)に規定する免許を有する獣医師(以下「獣医師」という。)による雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の両方を摘出する手術、雄猫の精巣を摘出する手術その他の猫の生殖を不能にするための手術をいう。
- (2) 耳カット施術 獣医師による不妊・去勢手術に伴って識別のため猫の片方の耳をV字カットする施術をいう。
- (3) 飼い猫 飼い主が所有又は占有の意思を持って、継続的に給餌、給水等の世話をし、又は管理している猫をいう。
- (4) 飼い主のいない猫 飼い猫以外の猫をいう。
- (5) 対象猫 町内に生息する飼い主のいない猫で、不妊手術等を受けた猫をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者(以下「交付対象者」という。)は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 対象猫の不妊手術等の費用を負担した者
- (2) 町の住民基本台帳に記録されている18歳以上の者(以下「町民」という。)又は町内で活動する団体(代表者が町民である団体又は町内に事務所を有する団体をいう。)

(3) 次の遵守事項について誓約する者

ア 対象猫が飼い主のいない猫であることを十分調査し、飼い猫の捕獲をしていないこと。

イ 対象猫について、終生屋内飼養に努めること、又は終生屋内飼養をする飼い主を探すよう努めること。

ウ 対象猫について、不妊・去勢手術と併せて耳カット施術を受けていること。

エ 対象猫が生息する限り、適正な管理等により周辺の生活環境の保全に努めること。

オ 捕獲、不妊手術等その他の対象猫に関する問題が生じたときは誠意をもって解決を図ること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、交付対象者としてしない。

(1) 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和 48 年法律第 105 号)第 10 条第 1 項に規定する第一種動物取扱業の登録を受けた者で猫の販売業を営むもの

(2) 過去に前項第 3 号の遵守事項に違反した者、その他の交付対象者として適切でないと町長が認める者

(補助対象経費)

第 4 条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、対象猫の不妊手術等に要した費用とする。

(補助金の額)

第 5 条 補助金の額は、不妊手術等 1 件につき 5,000 円とする。ただし、補助対象経費が 5,000 円を下回る場合は、補助対象経費の額とする。

(交付申請)

第 6 条 規則第 4 条の申請書は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付申請書兼請求書(別記様式第 1 号)とする。

2 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)が申請書を提出するときは、対象猫に不妊手術等を行ったことについての獣医師の証明を受けなければならない。

3 規則第 4 条の町長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする

- (1) 誓約書(別記様式第2号)
- (2) 動物病院等が補助対象経費について発行した領収書又はその写し
- (3) 補助金の振込口座(申請者名義のものに限る。)を確認できる通帳等の写し
- (4) 不妊手術等後の対象猫の正面及び全身の写真
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

4 規則第4条の町長が定める時期は、不妊手術等を実施した日から6か月を経過する日までとする。

5 当該年度の申請の受付は、先着順に行うこととし、予算の上限に達した時点で終了とする。

(交付決定及び不交付)

第7条 規則第6条の規定による交付決定の通知は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金交付決定通知書(別記様式第3号)によるものとする。

2 規則第6条の規定による不交付決定の通知は、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費等補助金不交付決定通知書(別記様式第4号)によるものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要領は、令和8年9月1日から施行し、令和8年3月1日以後に行われた不妊手術等に係る補助対象経費について適用する。